

岩手県告示第179号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書の規定に基づき、審査請求人の所在が知れないことにより裁決書の謄本を送付することができないので、次のとおり公示する。

平成25年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 審査請求人の住所及び氏名

(1) 住所 盛岡市津志田南一丁目2番30号 ファンテンハピネス207号

(2) 氏名 川村清子

2 公示する事項 審査請求人から平成24年12月14日付けでなされた審査請求に対する裁決書の謄本は、岩手県保健福祉部児童家庭課で保管し、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出ること。